

生物多様性に関するアジアユース声明

生物多様性アジアユース会議 in 愛知 2009

日本 名古屋

2009年8月3日～5日

はじめに:

生物多様性は私たちの生活にとって不可欠である。しかし、私たちの自然環境との共生は持続可能でない開発のために脅かされている。世界中のユースの半分以上を占める私たちアジアのユースは、生物多様性を学び、保全し、また持続可能な方法で利用していく必要があることを認識している。そして、私たち自身はその活動に参加することを宣言し、社会のすべてのセクターに行動を起こすことを要請する。

1. 私たちの現在と未来

私たち、アジアユースは、この地球の上で豊かで持続可能に生活していきたいと願っている。私たちの生存のため、私たちは生態系の適切な機能を維持し、有用な動植物種を上手に使い、存続が脅かされ絶滅に瀕している種のために生息地を維持する必要がある。

2. 教育と啓発活動

私たちは、生物多様性を保全し、また持続可能かつ衡平な方法で利用していくために、すべての人が生物多様性について学ぶ必要があることを認識している。さらに、すべてのセクターと市民社会に対し、生物多様性についての認識を高めるための啓発活動を支援することを要請する。

3. 世界的な視点と協力

私たちは、生物多様性が経済発展を可能にしていることを忘れてはならない。私たちの経済活動は国境を越えて相互依存するようになってきているため、生物多様性を保全しながら適切に利用していくためには、グローバルな視点を取り入れ、パートナーシップを築く必要がある。

1. 生物多様性条約のテーマ別プログラム

1.A 農業における生物多様性

- 伝統的農業における生物多様性が持続可能でないグローバリゼーション、モノカルチャー、適切でない農法、伝統的農業の放棄によって危機にさらされていることを憂慮する。
- 遺伝子組換え生物の安全性は保障されておらず、遺伝子を人為的に改変することは次世代に悪影響を及ぼす生物多様性の人為的改変と同等であることを警告する。

私たち、会議の参加者たちは、

- ポリカルチャーにより大きな重点を置いた支援と協力を政府、その他公共機関、そして企業に望む。
- 締約国に生物多様性保全に貢献する農業を推進する適切で効果的な枠組みを策定することを期待する。
- 遺伝子組換え生物を輸出する際には締約国にその安全性を証明することを期待する。

1.B 森林の生物多様性

- 森林を「木材を得るための森林」「生物多様性を保護する森林」のように目的に応じて分類して管理することで、森林の持つ経済的、環境的資産の両方を持続可能な方法で利用することができると認識する。
- 森林伐採、過度な耕作、持続可能でない焼き畑農業、過放牧、違法伐採、森林開発の増加などによって、森林が消失・劣化していることを再認識する。
- マングローブ林や熱帯雨林などの森林は、特に生物多様性と生態系サービスに富むので、優先して保護する

べきであることを強調する。

私たち、会議の参加者たちは、

- 中央及び地方政府に対して、市民を巻き込み持続可能な方法で森林を管理するために「木材を得るための森林」「生物多様性を保護する森林」のように目的に応じて分類して管理することを求める。
- 中央及び地方政府内の専門家に対して、市民や企業及び地域社会が生態系が脆弱な場所において過度の採掘、採石、ダム建設、造船を禁止することを強く期待する。
- 中央及び地方政府に対して、植林の際に在来種を利用するよう奨励する。
- 企業に対して、森林管理協議会（FSC）のような持続可能な森林管理をアグロフォレストリーのような手法を通して、NGO の研究者と協働して促進するように求める。

1.C 海洋・沿岸域の生物多様性

- 海洋・沿岸域の生物多様性の喪失の主な原因は、汚染、海洋資源の持続可能でない収穫、気候変動による海洋酸性化であることを認識する

私たち、会議の参加者たちは、

- 中央及び地方政府に対して、総合的な沿岸海洋管理を強化することを求める。
- 締約国に対して、2012 年までに海洋保護区ネットワークを形成することを求める。
- 企業に対して、消費者に海洋管理協議会(MSC)が認証した製品を促進及び提供することを奨励する。

2. 生物多様性条約の分野横断的テーマ

2.A 生物多様性 2010 年目標とポスト 2010 年目標

- 世界共通の目標を設定することの重要性に気付く一方で、生物多様性 2010 年目標は不明確であることを認識する。

私たち、会議の参加者たちは、

- 締約国に対して、未来世代の生活を保障するために、中期目標（2020 年）と長期目標（2050 年）を伴う具体的なポスト 2010 年目標（愛知-名古屋ターゲット）を設定するよう求める。

2.B 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)

- 「遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分」という生物多様性条約の第三の目的がまだ達成されていないことを認識する。
- バイオパイラシー（生物資源への海賊行為）と呼ばれる、公正でない遺伝資源の利用を批判する強い指摘があることを知る。

私たち、会議の参加者たちは、

- 締約国に対して、「遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ公平に配分」を実現するために ABS の国際レジームの検討を COP10 までに完了することを求める。
- 締約国に対して、これらの問題に関する監視及び論争の解決のための委員会を設立することを期待する。
- 企業及び研究者に対して、遺伝資源の利用に関する情報の提示を求める。
- 政府に対して、ABS の国際レジームの形成後にそのルールに沿って企業に対し法的措置をとり、厳格に適用し、企業がルールに従うことを支援することを期待する。

2.C 気候変動と生物多様性

- 気候変動と生物多様性の喪失はそれぞれの現象の悪化に相互に影響を及ぼしあっていることを認識する。

私たち、会議の参加者たちは、

- すべてのセクターに対して、気候変動と生物多様性損失の問題をともに取り扱うことを奨励する。
- 気候変動の緩和対策の生態学的な側面を考慮する。

2.D コミュニケーション、教育、普及啓発 (CEPA)

- 生物多様性が人間の生存のために必要不可欠であるという事実を教育や啓発活動を通じて広めることの重要性を強調する。
- より積極的かつ参加型の手法が生物多様性保全に必要な不可欠であることを認識する。

私たち、会議の参加者たちは、

- 市民社会、特に研究者に対して、生物多様性のポテンシャル及び私たちの日常生活と生物多様性の関係を可視化し、私たちにできることについて考えることを期待する。

2.E 侵略的外来種

- 侵略的外来種が現住の生態系を破壊し、生態系サービスを劣化させていることを認識する。

私たち、会議の参加者たちは、

- 締約国に対して、侵略的外来種を取り扱うことを禁止する法律を制定及び施行し、侵略的外来種が野生に拡散することを防止するための措置をとることを求める。
- 市民社会に対して、生物種を移動させる際には地域スケールと国際スケールのいずれにおいても特別に注意を払い、そのような行為が生物多様性の損失につながる可能性を持つことを理解するよう求める。

2.F 観光と生物多様性

- エコツーリズムは生態系や生物多様性が我々にとっていかに重要かを実感する機会を提供することを求める。

私たち、会議の参加者たちは、

- エコツーリズムが楽しい環境教育の一部として、推進され普及されることを望む。
- 環境教育が生物多様性の保全及び地域活性化に真に貢献することを期待する。
- 人々に対して、エコツーリズムが環境の開発行為の原因に決してならないよう保証することを求める。

2.G 先住民族、地域コミュニティ、伝統的知識

- 先住民族、地域コミュニティ及び地域固有の技術の利用の役割が、生物多様性の保全及び持続可能な利用において重要であることを認識する。

私たち、会議の参加者たちは、

- 先住民族と地域コミュニティの人権を尊重することの必要性を強調する。

3. ユースの公約及びユースからの関係者への呼びかけ

3.A ユースの公約

若い世代を代弁して、私たちは、次の公約を宣言する:

- ユース同志で生物多様性問題についての理解を深めるために様々な方法を活用する。
- エコフィールドトリップの実施に向けて地域コミュニティとの交流を持つ。
- ユースは世界をよりよくする責任があるため、生物多様性条約の課題について詳しくなる。
- 多角的な研究に基づいて情報交換を行い、国際的なネットワークを通じて最新のレポートを入手し、常に新しい情報を把握する。
- 私たちの代表者に、生物多様性を保全するために作られた既存の条例や国内法、国際法を厳格にかつ十分に実施するよう要請する。
- 他の若者や市民社会の主な関係者と連携を図り生物多様性の損失を解決するために行動し、地域社会で変革をもたらす人材へと成長する。
- 地域的な活動を展開し、できることからはじめ、少しずつ発展させる。

若い世代を代表し、私たちは以下のことを求める:

3.B 中央及び地方政府に対して

- グリーンジョブ、生物多様性の保全を支援する企業や個人を助成するなど、生物多様性の保全と持続可能な開発と関係のある措置を強化し実行すること。
- 厳しい規制を課すること
- 生物多様性問題について呼びかけ取り組むよう、政府、専門家、企業が参加する定期的な会合を組織すること。

3.C 企業に対して

- 環境にやさしい原材料及び家具を使うこと
- 生物多様性の保全に貢献する組織への支援、投資及び参画を増加させること
- 草の根レベルにおいて生物多様性の保全に必要な行動を実施すること

3.D 市民社会と研究者に対して

- 政府や企業に対して、環境を考慮した商品を用意するよう強く奨励すること。
- 地域活動の優良事例をコミュニティレベルで共有するよう推進すること。

3.E メディアに対して

様々な媒体を通じて、社会に生物多様性に関する情報をわかりやすく伝え、大衆の認識を高めること

3.F 地球社会に対して(国際組織を含む)

- 十分に強化された監視システムを通じ、生物多様性の重要性を熟慮した上で生物多様性保全の取り組みを強化すること。
- 世界の生物多様性を保全及び保存するために、社会の多様なセクターを横断し様々な戦略や方法を利用して厳密に監視、促進、実施すること。
